

# 幕別町パブリックコメント手続の意見募集要領

令和 6 年 1 月 5 日

## 1 計画等の名称

第 3 期幕別町教育大綱

## 2 公表する資料

第 3 期幕別町教育大綱（案）

## 3 資料の公表場所

- (1) 幕別町のホームページ (<http://www.town.makubetsu.lg.jp>)
- (2) 幕別町役場 1 階ロビー
- (3) 図書館本館
- (4) 幕別南コミュニティセンター
- (5) 幕別北コミュニティセンター
- (6) 農業者トレーニングセンター
- (7) 糠内出張所
- (8) 札内コミュニティプラザ
- (9) 札内北コミュニティセンター
- (10) 札内南コミュニティセンター
- (11) 百年記念ホール
- (12) 札内スポーツセンター
- (13) 忠類コミュニティセンターロビー
- (14) 忠類ふれあいセンター福寿

## 4 意見の募集期間

令和 6 年 1 月 5 日（金）～ 2 月 5 日（月）

※郵送の場合は、募集期間内の消印有効です。

## 5 意見の提出方法及び提出先

- (1) 郵送又は持参 〒089-0692 中川郡幕別町本町130番地 1  
幕別町企画総務部政策推進課
- (2) ファクシミリ 0155-54-3727
- (3) 電子メール [seisakusuishinka@town.makubetsu.lg.jp](mailto:seisakusuishinka@town.makubetsu.lg.jp)

※直接提出する際の受付時間は、午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分まで。

（土曜日、日曜日、祝日を除く。）

## 6 意見を提出できる方

- (1) 町内に住所がある方
- (2) 町内に通勤または通学している方
- (3) 町内の事務所または事業所がある方
- (4) パブリックコメント手続に係る事案に利害関係がある方

## 7 注意事項

- (1) 障がいなどの理由により文書による提出が困難な場合以外は、電話や口頭による意見は受け付けできません。
- (2) 提出された意見は、内容を整理し、意見に対する町の考え方を広報紙等で公表します。なお、記載された住所、氏名については公表しません。
- (3) 意見に対する個別の回答は行いません。また、意見を求める内容と直接関係のない意見と判断できるようなものは、意見として取り扱いません。

問い合わせ先

幕別町役場企画総務部政策推進課

電話 0155-54-6610